

作業支援契約条項

この作業支援契約条項(以下「本規定」といいます。)は、お客様を甲、ベル・データ株式会社を乙として、甲が乙に対して発行する注文書その他甲乙間の個別の合意を証する書面等(以下「本注文書等」と総称します。)に定める物件(以下「本物件」といいます。)に係る作業支援業務(以下「本件業務」といいます。)の、甲より乙に対する委託(以下「本件業務委託」といいます。)に関する契約条件を定めるものであり、甲乙間の本件業務委託に関して甲乙間で取り交わされる、本注文書等に基づき成立するすべての個別の契約(以下「本契約」と総称します。)に適用されるものとします。甲は本規定の内容を承諾、同意の上、本契約を申し込むものとし、本契約と本規定の定めが矛盾する場合は本契約が優先するものとします。

第1章 通則

本章の規定は、本件業務委託の性質が請負契約か準委任契約かにかかわらず適用されます。

第1条(作業内容および契約の成立)

- 1.本件業務は以下の各号に該当するいずれかとし、仕様その他詳細は本注文書等で定めるものとします。
 - (1)ハードウェアの修理
 - (2)ハードウェアの移設
 - (3)ハードウェアキッティング
 - (4)ソフトウェアバージョンアップ・リリースアップ
 - (5)修正プログラム適用作業
 - (6)バックアップ作業
 - (7)ハードウェア導入支援
 - (8)ソフトウェア導入支援
 - (9)既存サーバから本物件へのデータ移行(導入)支援
 - (10)テスト支援
 - (11)本番稼働支援
 - (12)復旧支援作業
 - (13)その他第(1)号から第(12)号に付随する業務
- 2.本件業務委託の性質については、前項第1号ないし第3号は請負、第4号ないし第12号は準委任とします。
- 3.本契約は乙の見積に基づき、以下の各号のいずれかの方法により、各号所定の時期に成立します。
 - (1)甲乙双方が記名押印した本契約に係る契約書を締結した日。
 - (2)甲が発行した本注文書等に対し、乙がかかる本注文書等受領後、甲に対して承諾の意思表示を発したとき。
 - (3)甲が発行した注文書に対し、乙がかかる注文書受領後、甲に対し5営業日以内に諾否の回答をしない場合、当該5営業日を経過した日に本契約が成立したものとみなします。
 - (4)本契約に係る契約書の電子契約書ファイルを作成し、相互に合意した後双方で電子署名を施した場合、当該電磁的記録に付されるタイムスタンプの日。

第2条(本件業務の推進)

- 1.甲および乙は、本件業務を推進するにあたり、原則として相互にその取りまとめを行う管理責任者(以下「管理責任者」といいます。)を定め、重要な要請、指示およびその他の連絡、確認等については管理責任者の了解を得て行うものとします。管理責任者の変更があった場合、甲および乙は速やかに変更があった旨と変更後の連絡先を相手方に通知します。
- 2.甲は、乙が本件業務のために必要となる甲の資料、情報または機器等(以下「貸与品」といいます。)を適時に無償で提供し、また乙の求めがあったときは、必要な調査、検討、確認、立会いまたは検査等の作業に速やかに応ずるものとします。
- 3.乙は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、本契約履行の目的のためにのみ使用、複製または改変等することができるものとします。
- 4.乙は、本件業務が終了したとき、または甲の合理的な指示があったときは、乙が管理、保管する貸与品および甲が貸与したその他の資料を速やかに甲に返還するものとします。ただし、返還により本件業務の遂行に支障を来す恐れがある場合には、この限りではありません。
- 5.本件業務のうち、機器搬入・据付・設置・移動・導入または設定(ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークまたは電源工事を含みます。)等の業務の対象となるハードウェア、ソフトウェア、ライセンス、メーカー保守(保証)および手順書等は、本契約または別途の契約に基づき乙が手配する場合を除き、甲が提供するものとします。
- 6.本件業務の過程で仕様に定めるソフトウェアプログラムを導入する場合、当該ソフトウェアプログラムの使用条件や導入条件等に対し乙が甲のために甲に代わって承諾する(同意ボタンのクリック等を含みます。)場合があることを甲はあらかじめ認識し、理解し、これに対して同意します。甲は、当該承諾を乙が代わって行わず、自ら行うことを希望するときは、予め乙にその旨を申し出るものとします。ただし、これにより乙が本件業務の遂行が不可能または困難になる場合、乙はこれを拒否することができます。
- 7.甲および乙は、相互に協力して乙が本件業務を実施する際に必要となる環境を整備するものとし、甲は、乙が本件業務のため、適時かつ安全に作業を行うことができるように、乙の所定の本物件の据付環境を確保するものとします。また、甲は、甲のデータを保護するための適切な防衛措置を講じるものとします。甲が乙所定の据付環境を確保しないことにより生じた甲の損害について、乙は一切の責任を負いません。

第3条(委託料および支払条件)

- 1.本契約に定める本件業務の対価(以下「委託料」といいます。)および支払条件は本注文書等に定めるものとします。ただし、委託料について本契約に明記されていない場合は当該本契約に定める料金に委託料が含まれるものとします。
- 2.甲が前項の支払を怠ったときは、支払期限の翌日から支払済に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第4条(仕様、作業場所等の確定)

- 1.本件業務の具体的な内容に関して、作業スケジュール、作業項目、作業条件(範囲、仕様等)、甲乙の役割分担等の細目(以下「仕様等」といいます。)を定める場合は、甲乙間で合意した内容を記載し双方の責任者が確認した書面、または別途甲乙双方で合意した方法により確定させるものとします。
- 2.仕様等に関し、変更の申し入れがあった場合、甲および乙は速やかに本契約に定める委託料、納期の変更を含めた協議のうえ、その対応方法、条件を決定し、前項と同様の方法で書面で確認、確定するものとします。
- 3.乙は、本件業務の履行にあたって必要と判断した場合は、甲または甲の顧客の事業所内において業務を行うことができます。この場合において、甲は、本件業務の履行のために必要な場所および設備等(以下「施設等」と総称します。)を乙が使用することを認めるものとします。
- 4.乙が甲または甲の顧客の事業所内において本件業務を行うときは、本件業務に従事する乙の従業員等に甲または甲の顧客の入館規程、安全衛生管理規定等を遵守させるものとします。
- 5.乙は、使用を認められた施設等について、善良なる管理者の注意をもってこれを使用するものとし、本件業務の実施以外の目的で使用または利用しないものとします。

第5条(再委託)

乙は、本件業務の全部または一部を乙が任意に選定した第三者に再委託することができます。この場合、乙は、再委託を受けた第三者に対し、本規定に定めるすべての乙の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負うものとします。ただし、甲の指定した再委託先については、乙に故意または重過失がある場合を除き、乙は一切の責任を負いません。

第6条(データに関する合意事項)

- 1.甲は、本物件へ移行するデータの範囲の決定、データ抽出においては、現行システムの十分な事前調査、作業に応じたデータのバックアップおよびシステムの停止等が必要となる場合があることを認識し、データのバックアップ作業は甲の責任において甲が行うものとします。特段の書面による合意をしない限り、本件業務にデータのバックアップは含まれません。
- 2.乙が本件業務においてデータ消去を実施する場合、乙が知る適切な方法でこれを実施するものとします。ただし、完全な消去がされ復元がされ得ないことを保証するものではなく、消去が不完全であることにより甲に何らかの損害が生じた場合であっても乙は一切責任を負いません。
- 3.乙が本件業務において甲のバックアップデータの復元を実施する場合、乙が知る適切な方法でこれを実施するものとします。ただし、システムの機能、動作、データの整合性について保証するものではなく、復元が不完全であることにより甲に何らかの損害が生じた場合であっても乙は一切責任を負いません。
- 4.別段の定めがある場合を除き、乙は本契約の履行に関し甲に提供することのある、テストデータ含むデータの原資料の正確性、完全性または有効性については、責任を負わないものとします。

第7条(機密情報)

- 1.甲および乙は、本契約に関し、相手方から提供された技術上または営業、その他業務上の情報のうち、相手方が機密である旨を明示的に指定した事項(以下「機密情報」といいます。)を機密に保持し、相手方の書面による承諾を得ることなく、第三者(第5条に定める再委託先を除きます。)に開示してはならないものとします。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、機密情報に含みません。
 - (1)開示されまたは知得する以前に既に保有している情報。
 - (2)機密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から正当に入手した情報。
 - (3)相手方から提供された機密情報によらず、独自に開発した情報。
 - (4)開示または知得の前後を問わず公知となった情報。
- 2.甲および乙は、機密情報を相手方に提供する場合、機密情報の範囲を特定し、機密情報である旨の表示を書面または電子媒体に明記するものとします。口頭・視覚的手段等により機密情報である旨を指定した場合は、開示した日から10日以内にその旨を書面で相手方に通知するものとします。
- 3.機密情報の提供を受けた当事者は、当該機密情報を善良な管理者の注意をもって管理し、これに必要な措置(施錠できる保管場所での保管、外部からの入室制限を施した場所での保管を含むがこれに限らない。)を講ずるものとし、相手方から提供された機密情報を、本契約の目的の範囲内でのみ使用します。また、複製は本契約の履行の目的に必要な範囲に限るものとし、本契約を履行する目的以外で複製が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けなければならないものとします。
- 4.監督官庁または司法機関より法令に基づき相手方の機密情報の開示要請を受けた場合、甲および乙は、相手方に対しなるべく事前に(困難であれば事後速やかに)通知します。また、開示範囲は当該要請に必要なかつ最小限の範囲内で開示するものとします。
- 5.甲および乙は、相手方から受領した機密情報に漏洩、紛失、盗難等の事件または事故が発生した場合、受領者は速やかに開示者に対して報告し、対応方法を協議するものとします。
- 6.甲および乙は、本契約が終了したときまたは相手方から返還の要求があったときは、速やかに相手方の指示に従い、機密情報の返還または安全な方法による廃棄処分を行うものとします。
- 7.本条の規定は、本契約終了後も有効に存続します。

第8条(個人情報の取扱い)

甲は、本契約に関し、乙に管理責任者その他本件業務に従事する自己の役職員以外の個人情報を預託することはできな

いものとし、予め個人情報である旨を特定、明示した上で甲および乙間で格別の取扱方法を合意したときに限り、乙は、当該個人情報を「個人情報の保護に関する法律」の定めにより取扱い、必要な安全管理措置を講ずるものとし、

第9条(解除)

1. 甲または乙は、相手方に次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、相手方に対し何ら催告することなく直ちに本契約を解除できるものとし、
 - (1) 破産手続開始・民事再生手続・会社更生手続開始もしくは特定調停、特別清算開始の申立をし、または第三者からこれらの申立を受けたとき。
 - (2) 差押、仮差押または強制執行もしくは滞納処分を受けたとき。
 - (3) 債務超過に至ったときもしくは支払不能に陥ったとき、または手形交換所から不渡処分を受けたとき。
 - (4) 営業停止または営業の許可取消等の処分を受けたとき。
 - (5) 解散決議をしたとき。
 - (6) 労働争議の発生により本契約の履行が困難になったとき。
 - (7) 重大な過失または背信行為のあったとき。
 - (8) 前各号に準ずる重要な事項が発生したとき。
 - (9) 第12条(反社会的勢力等の排除)に違反していることが判明したとき。
 - (10) 災害その他不可抗力により本契約の履行が困難になったとき。
2. 甲または乙は、相手方が正当な理由なく本契約または本規定に違反し相当期間を定めて催告をなしたが、この催告に応じなかったときは、本契約を解除することができます。
3. 次に掲げる場合には、甲または乙は、前項の催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1) 相手方の債務の全部の履行が不能であるとき。
 - (2) 相手方がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 相手方の債務の一部の履行が不能である場合または相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (4) 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、相手方がその債務の履行をせず、前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
4. 次に掲げる場合には、甲または乙は、第2項の催告をすることなく、直ちに本契約の一部を解除することができます。
 - (1) 相手方の債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
5. 甲または乙は、第1項第1号ないし第9号の一に該当した場合、または前四項による解除がなされた場合、相手方に対して負担する一切の金銭債務につき、相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければなりません。
6. 甲または乙は第1項の事由が発生する恐れがある場合または発生した場合、速やかに相手方に通知するものとし、
7. 本条における解除は、解除者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。

第10条(損害賠償)

1. 甲または乙は、本契約に関して相手方に損害を生じさせた場合、自己の責めに帰すべき事由による法令および本契約の違反により相手方が直接かつ現実に被った通常の損害に限り賠償責任を負うものとし、その賠償額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害発生時の直接の原因となった本件業務に相当する金額を累積限度額としますが、本契約に本件業務に相当する金額が明記されていない場合は、当該本契約に定める賠償額を適用します。ただし、当該請求は、当該損害発生時の直接の原因となった本件業務の完了日から12ヵ月を経過した後は行うことができません。
2. 甲および乙は、いかなる場合にも、自己の責に帰すことのできない損害、予見の有無を問わず特別の事情から相手方に生じた損害、相手方の間接損害、付随的損害、逸失利益またはデータ、プログラムその他の無体物の損失のいずれについても、責任を負わないものとし、

第11条(不可抗力免責)

天災地変、伝染病、その他不可抗力により、乙による本件業務の全部もしくは一部の実施が遅延または納入物の引渡しが無効となった場合には、乙はかかる遅延等による責めを免れるとともに、甲は乙と協議の上、本契約の解除もしくは変更ができるものとし、

第12条(反社会的勢力等の排除)

1. 甲および乙は、自らまたはその役員(名称の如何を問わず、取締役、監査役、相談役、顧問、重要な業務を執行する社員、受任者その他経営に実質的に関与する者を含みます。)が、現在または将来において次の各号に記載する者(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、また反社会的勢力が主要な株主または資金の提供者でないことを、表明し保証するものとし、
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」に基づく暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者。
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的、資金的、経済的に深い関係にある者。
2. 甲および乙は、直接的または間接的であるかを問わず、反社会的勢力との取引関係を有しないことを表明し保証するものとし、
3. 甲および乙は、自らまたは第三者を利用して、相手方または第三者に対し次の各号に記載する行為をしてはならないものとし、

- (1)詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為。
 - (2)不当要求行為。
 - (3)業務を妨害する行為。
 - (4)信用、名譽を棄損する行為。
 - (5)法令または公序良俗に違反する行為。
 - (6)その他前各号に準ずる行為。
- 4.甲および乙は、相手方が、前三項の定め違反した場合は、何らの催告その他の手続きを要せず、本契約を解除または解約することができます。
 - 5.甲および乙は、相手方が第1項ないし第3項の定め違反したことにより損害を被ったときは、その損害の賠償を相手方に請求することができます。
 - 6.甲および乙は、第4項により契約を解除または解約されたことを理由として、相手方に損害の賠償を請求することができないものとします。

第13条(輸出関連法令の遵守)

甲は、納入物等を輸出することはできないものとします。乙の書面による承諾を得て甲がこれを輸出する場合であっても、外国為替および外国貿易法、その他日本国または諸外国の輸出関連法令を遵守し、所定の手続きをとるものとします。なお、乙は、輸出された納入物等に対し日本国外においては、一切の保証および他の責任を負わないものとします。

第14条(契約上の地位の移転等の禁止)

甲および乙は、本契約および本規定に基づく権利または義務の全部もしくはその一部を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に譲渡もしくは移転または第三者のための担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

第15条(契約の変更)

次条の場合を除いて、本契約の全部またはその一部の変更は、甲および乙の正当な権限を有する者の記名および押印を付した書面による合意によらなければ、その効力を生じないものとします。

第16条(本規定の変更)

- 1.乙は、本条に従い、甲の承諾を得ることなく随時本規定を変更することができます。なお、この場合、変更前に締結された本契約にも、変更後の新规定の定めを適用するものとします。変更後の新规定の効力は、乙が別途定める場合を除き、乙が提供するウェブサイト上で「効力発生日」として乙が指定した日より、生じるものとします。
- 2.乙は、前項の変更を行う場合は、本規定を変更する旨および変更後の新规定の内容を以下の乙が提供するウェブサイトに掲載する方法にて事前に周知または書面、電磁的方法にて通知するものとします。
<https://www.belldata.com/company/specification/work.html>

第17条(準拠法)

本契約および本規定の準拠法は、日本法とします。

第18条(合意管轄)

甲および乙は、本契約および本規定に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(信義誠実の原則)

本契約もしくは本規定に定めなき事項または本契約もしくは本規定の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い、甲乙協議のうえ解決を図るものとします。

第20条(電磁的記録・電磁的方法・電子署名)

本契約および本規定における「書面」とは、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式)によって作成された、電磁的記録を含むものとします。電子署名の定義は、「電子署名及び認証業務に関する法律」第2条第1項に従うものとします。

第2章 請負契約

本章の規定は、本件業務委託が請負契約の性質を持つ場合に適用されます。

第21条(納入および検査)

- 1.乙は、本契約で定める業務内容、仕様、履行期限、その他の条件に従い本件業務を完了させるものとします。本件業務に基づく成果物その他納入物(以下、総称して「納入物等」といいます。)がある場合、乙は本注文書等で指定された場所および期限に従い納入物等を納入します。
- 2.甲は、乙が納入物等を納入した日の翌日から起算して3営業日以内(ただし、本注文書等で別途合意をすることを妨げません。)に、あらかじめ甲乙協議のうえ定めた基準および仕様等に従って検査を行い、納入物等が本契約に適合しているか否かの結果を乙に通知します。当該検査の結果、納入物等が本契約で定めた仕様等の条件に合致しない場合その他の不具合により本契約に不適合であると甲が判断した場合には、乙は、乙の任意の方法により、本件業務の再履行(納入物等の修補、代替品の調達等を含みますがこれらに限りません。)をし、甲に再納入することができます。再履行、再納入後の甲の検査は、本項を準用します。
- 3.前項所定の検査期間を過ぎてもなお甲から乙に検査結果の通知がなされない場合は、乙は検査期間の満了をもって納入物等が本契約に適合し甲の検査に合格したものとみなします。

- 4.甲の検査合格により、納入物等の引渡しおよび本件業務が完了したものとします。(以下、完了した日を「完了日」といいます。)
- 5.乙は、納入物等を履行期限までに納入できないおそれがある場合には、速やかに書面で変更後の履行期日を甲に通知するものとします。
- 6.第11条(不可抗力免責)に定める場合の他、甲による貸与品の提供、必要な指示・応答等の懈怠もしくは遅延またはその内容の誤りがあったことによる本件業務の履行および納入物等の納入遅延、納入物等の不具合等の結果については、乙はその責を免れるものとします。

第22条(危険負担)

納入物等が、甲乙いずれの責にも帰すことができない事由により滅失、毀損または変質した場合の危険は、滅失等が納入前に生じた場合は乙が、納入後に生じた場合は甲が、それぞれ負担するものとします。

第23条(契約不適合責任)

- 1.第21条第4項の完了日後、納入物等に本契約所定の仕様、条件との不一致または論理的誤りその他の不具合等(以下「不具合等」といいます。)が発見されたときは、当該完了日から1年以内に限り、乙は、乙の裁量により、無償で修補もしくは代替品への取替または委託料の減額のいずれかの方法により追完するものとします。ただし、いかなる場合にも、納入物等に不具合等がないことおよび不具合等が修補されることを保証するものではありません。
- 2.本条は、納入物等の不具合等に関し、法律上の契約不適合責任を含むすべての明示または黙示の保証に代わるものとします。

第24条(中途解約等)

理由の如何を問わず(甲が本契約期間中に本契約を解約したときを含みますがこれに限りません。)乙は、本契約終了時までの作業にかかるすべての費用を含む料金を、予定工数に対する実施工数の割合で甲に請求することができるものとします。

第3章 準委任契約

本章の規定は、本件業務委託が準委任契約の性質を持つ場合に適用されます。

第25条(善管注意義務)

乙は、本契約の定めに従い、関連諸法令を遵守し、自己の知識、経験、ノウハウ、情報等を十分活用し、善良な管理者の注意をもって、本件業務を遂行するものとします。

第26条(中途解約)

甲が本契約期間中に本契約を解除した場合、乙は委託料の請求とは別途、解除によって生じた損害賠償を甲に請求することができます。

第27条(報告)

- 1.乙は、本件業務を終了した場合、乙の任意の方法で本件業務の終了を甲に報告します。
- 2.前項の報告を受けた甲は、乙から報告を受けた日の翌日から起算して3営業日以内(ただし、本注文書等で別途合意することを妨げません。)に本件業務が本契約の条件に合致しているかどうかの確認を行い、当該確認の結果を乙に通知します。合致していない場合、甲は書面で具体的な問題点、理由を指摘するものとします。
- 3.前項の期間内に甲から通知がない場合、乙は本件業務が完了したものとみなすことができます。

附 則(2023年10月1日)

本規定は、2023年10月1日から適用されます。